

○財務省告示第六十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年二月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十四
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号）以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であって、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ
る発行（以下「非競争入札発行」
という。）及び価格競争入札と同
時に行われる入札であって、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{63}{365}$$

(二)

発行時に、その利息に、振替口座簿中の、
係るものと、振替口座簿中の、
口座に記載又は記録されるもの
の、ついで、前記(一)の算式
により算出した金額から、該
金額に百分の二十を乗じた金額
額(おたし、当該国債を発行金
時に、又は外国債を非居
住者又は前記(一)の算式によ
り算出した金額に、適用を受ける
は、外国税人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額)を
控除することができる。
平成二十三年六月二十日支
払金と、次の算式により算し
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

十五 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十
日を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利息を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 支 額 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 二
十 臣 行 額 十
三 か 額 七
年 から 円 年
二 通 につ 十
月 知 を き 二
二 受 け 百 月
十 け た 円 十
一 者 日